10／16（木）の発表

報道発表資料の配付日時　10 月 14 日（火）9 時 00 分

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発表項目（行事名） | **令和 7 年度「廃棄物適正処理推進月間における監視事業及び普及啓発事業」並びに「全国一斉路上軽油抜取調査（抜打調査）」の実施について（報道関係への事前のお知らせ）** | | |
| 記者レクチャーのお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | 1　実施日時<br>**令和 7 年（2025 年）10 月 16 日（木）午前 10 時 30 分～11 時 30 分**まで<br>※雨天時は翌 17 日（金）に延期（実施判断を当日決定しますので、担当までお問い合わせください。）<br>2　実施場所<br>静内車検場駐車場（日高郡新ひだか町静内駒場 8 番 8 号）<br>3　実施内容<br>（1）**「廃棄物適正処理推進月間における監視事業及び普及啓発事業」**環境生活課所管<br>**廃棄物の不法投棄など不適正処理の未然防止・早期発見のため、路上検問を実施します。**<br>調査内容等<br>○　産業廃棄物を運搬する車両等に対する検問を実施し、積載内容やマニフェスト等の書面の備え付け等を調査します。<br>○　産業廃棄物の適正処理に向けた指導・啓発を行います。<br>（2）**「全国一斉路上軽油抜取調査」**税務課所管<br>**不正軽油撲滅のため、全国 47 都道府県が連携し、主要幹線道路等で一斉に路上抜取調査を実施します。**<br>調査内容等<br>○　主要幹線道路である国道 235 号線において、トラック等の燃料を抜き取り、重油や灯油などが不正に使用されていないかを調査します。<br>○　異常な燃料油が検出された場合は、迅速に追跡調査をし、特に悪質な脱税事案は刑事告発を行います。<br>○　**北海道では当振興局を含む道内合計 13 か所で実施します。** | | |
| 参考 | 軽油抜取調査の結果については、後日お知らせします。 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報道（取材）に当たってのお願い | 1　報道については、抜き打ち調査のため、報道解禁日を設定しておりますので、よろしくお願いします。 | | | |
| | 報道の解禁日 | ラジオ・テレビ<br>インターネット | 10 月 16 日（木）午後 3 時以降 | 幹事社協議済 |
| | | 新聞 | 10 月 16 日（木）夕刊（最終版）以降 | |
| | 2　取材に当たっては、調査対象者の車両ナンバーや会社名の個人情報が特定されないよう御配慮をお願いします。 | | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付<br>同時レク | (場所) | | |

| | |
|---|---|
| 担当（連絡先） | 日高振興局保健環境部環境生活課<br>課長　栗林　稔　0146-22-9250(直通)<br>地域環境係長　阿部　武彦　0146-22-9252(直通)<br>日高振興局税務課<br>課長　村上　暁士　0146-22-9060(直通)<br>課税係長　宮川　真澄　0146-22-9062(直通) |

# 不正軽油と関わりません!!

不正軽油は
作らない
使わない
買わない
売らない

不正軽油は悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

Illegal diesel fuel is a crime.

不正軽油ストップ110番　FREE 0800-8002-110　又は右の二次元コードから

地方税共同機構／北海道不正軽油防止対策協議会

VEGETABLE OIL INK

# 不正軽油と関わりません!!

## 不正軽油に関わる人は
# すべて罰せられます！

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら原材料を提供・運搬した人、
不正軽油を製造する場所や設備・器具を提供した人なども重い罰則が適用されます。

## 不正軽油とは？

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

### 燃料油の種類

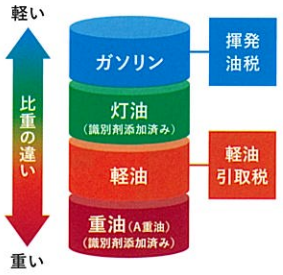


### 不正軽油の主なパターン

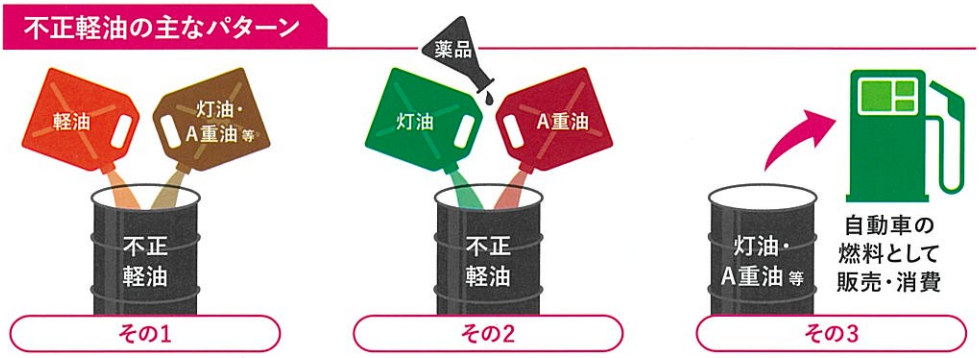


### 軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の拘禁刑**あるいは**1,000万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、**脱税相当額以下の罰金**が科されます。
（地方税法第144条の41）

### 不正軽油を製造すると

知事の承認を受けないで軽油等を製造すると、**違反行為者には10年以下の拘禁刑**あるいは**1,000万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には3億円以下の罰金**が科されます。
（地方税法第144条の33）

### 不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使用されると知って、原材料、薬品等を提供、運搬すると、**違反行為者には7年以下の拘禁刑**あるいは**700万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には2億円以下の罰金**が科されます。（地方税法第144条の33）

### 不正軽油を運搬・保管・取得等すると

不正軽油と知って運搬、保管、取得等すると、**違反行為者には3年以下の拘禁刑**あるいは**300万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には1億円以下の罰金**が科されます。（地方税法第144条の33）

### 検査を拒否すると

検査拒否等をすると、**違反行為者には1年以下の拘禁刑**あるいは**50万円以下の罰金**が科されます。**法人には50万円以下の罰金**が科されます。（地方税法第144条の12）

### 不正軽油を使用すると

知事の承認を受けないで燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡、消費すると、**2年以下の拘禁刑**あるいは**100万円以下の罰金**が科されます。（地方税法第144条の33）

## 不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。（地方税法第144条の4）

## 不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください！

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは
都道府県の税務担当課
または担当事務所に
お問い合わせください。